

問 2	民法
	不法行為

不法行為に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、最も適切なものはどれか。

- 1 修繕工事を請け負った施工会社が、その工事について第三者に損害を加えた場合、注文者は、損害賠償責任を負うことはない。
- 2 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があったために損害を受けた被害者が工作物の占有者及び所有者に損害賠償請求をした場合、占有者及び所有者は、自身の無過失を証明することで賠償責任を免れることができる。
- 3 土地の工作物の設置又は保存の瑕疵により、当該工作物が倒壊して通行車が損害を受けた場合、不法行為責任は3年間又は20年間で消滅時効にかかる。
- 4 マンションの敷地内の工作物の修理をした業者が粗悪な材料を採用したことが原因で、当該工作物が倒壊して通行人が怪我を負った場合、管理組合及び区分所有者全員は損害賠償責任を負わない。

■■〔正解〕 3 ■■

□□ 1 不適切

注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があったときは、この限りでない（民 716 条）。したがって、修繕工事の注文者である管理組合は、注文又は指図について過失がある場合は損害を賠償する責任を負う。

□□ 2 不適切

工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない（民 717 条 1 項）。工作物の占有者は自己の無過失を証明することで責任を免れられるが、所有者は無過失責任を負う。

□□ 3 最も適切

本肢は通行車が損害を受けている。したがって、不法行為による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないとき（主観的起算点）又は不法行為の時から 20 年を経過したときは、請求権は時効により消滅する（民 724 条）。

□□ 4 不適切

損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる（民 717 条 3 項）。占有者及び所有者は自己の負う賠償責任を免れるわけではなく、原因を生じさせた第三者に求償できるにすぎず、本肢の場合に占有者及び所有者が責任を負わないとする点で不適切。